

愛知学泉大学学則

第1章 総則

第1条 本学の目的は、「建学の精神」の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することである。

2 「建学の精神」は、以下のとおりである。

宇宙の中の一つの生命体である人が、個人として自立しつつありとあらゆる生命体と共生することによって、生きる意志と生きる力と生きる歓びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること

第2条 本学の教育目標は、社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能、②職業に関する専門的知識・技能、③建学の精神・社会人基礎力・p i s a型学力・直観力・自然体を統合的に身に付けて、地域及び国際社会に貢献する社会人を育成することである。

2 本学の教育目標を教育方針に基づいて実現するために、研究所を置くことができる。

第3条 本学は、「智・徳・体・感・行」に基づいた3つの挑戦プログラムから構成される自学・共学システムを開発し、これに基づいて教育を行う。

第4条 本学が設置する学部・学科の教育目標は、以下のとおりである。

家政学部の教育目標は、本学の教育目標と教育方針の下、「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能と②家政に関する専門的知識・技能と③建学の精神・社会人基礎力・p i s a型学力を統合的に身に付け、社会に出てからは、これらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題解決に貢献できる人材を育成することである。

イ ライフスタイル学科の教育目標は、家政学部の教育目標の下、これからの社会の新しいライフスタイルのデザインを提案することによって、人々の日常生活を衣・食・住の面から支援することのできる人材を育成することである。

ロ 管理栄養学科の教育目標は、家政学部の教育目標の下、管理栄養士の資格を生かして、チーム医療、健康増進・疾病予防、食育・栄養指導又は健康をテーマにした食品の研究・開発等で活躍することによって、人々の日常生活を健康の面から支援することのできる人材を育成することである。

ハ こどもの生活学科（初等教育教員養成課程）の教育目標は、家政学部の教育目標の下、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の資格を生かして、こどもたちの学力および社会性・社会力の基礎・基本を育てることによって、人々の日常生活を子育ての面から支援することができる人材を育成することである。

第5条 本学の教育目標を実現する上で必要なキャリア教育を組織的に行う。

- 第6条 本学の教育目標を実現する上で必要なリメディアル教育を組織的に行う。
- 第7条 本学は、本学の教育活動・教育に関する研究活動、管理運営活動、財務活動等の水準の維持・向上を図るために自己点検・自己評価活動を恒常的・組織的に行う。
- 2 前項のために自己点検・自己評価委員会を設ける。
 - 3 自己点検・自己評価委員会に関する事項については、別に定める。
- 第8条 本学は、本学の教育目標を達成するために、教育対象に応じた教育内容・教育方法の改善（＝FD活動）を恒常的・組織的に行う。
- 2 前項のために、FD委員会を設ける。
 - 3 FD委員会に関する事項については、別に定める。
- 第9条 本学の教育に関する研究の目的は、社会的に自立して生きていくために必要な以下の3つを統合的に身に付けた社会人を育成するために必要な教育に関する研究を行うことである。
- (1) 建学の精神と社会人基礎力と p i s a 型学力
 - (2) スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能
 - (3) 学科等の種類に応じた専門的知識・技能
- 2 教職課程の教育に関する研究の目的は、教職課程の教育目標を実現する上で必要とする教育に関する研究を行うことである。
- 第10条 本学は「学士」の学位を授与するにあたり、次の各号に掲げる3つのポリシーを策定する。
- (1) 学位授与の方針
 - (2) 入学者受入れの方針
 - (3) 教育課程の編成・実施の方針
- 2 基本方針について 3つのポリシーの策定に当たっての基本方針は次の各号に掲げる通りである。
 - (1) 3つのポリシーは一体的で整合性あるものとして策定する。
 - (2) 3つのポリシーの相互関係を分かりやすく示す。
 - (3) 3つのポリシーは、本学に関心を持つ者が十分理解できるよう分かりやすい内容と表現にする。
 - 3 組織・体制について 3つのポリシーを策定・見直しするための基本方針及び3つのポリシーの策定単位等について、学長を中心に検討する。その上で、3つのポリシーのための体制を整備、策定単位ごとの3つのポリシーを検討する。
 - 4 策定単位について 3つのポリシーの本学における策定単位は、授与される学位の専攻分野ごとの課程（学位プログラム）とする。
 - 5 本学の3つのポリシーについては、別に定める。
- 第11条 学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による第三者評価を受けるものとする。

第2章 学部・学科及び収容定員

第12条 本学に次の学部、学科を置き、その収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
家政学部	ライフスタイル学科	40名	160名
	管理栄養学科	80名	320名
	こどもの生活学科	70名	280名
計		190名	760名

第3章 修業年限

第13条 本学の修業年数は、4年とする。なお、在学年数については8年を超えてはならないものとする。

第4章 教育課程

第14条 本学の教育目的を達成するために、体系的な教育課程を編成するものとする。

家政学部の授業科目を学部共通科目、専門科目、教職に関する科目及び栄養教諭に関する科目にわけるとする。

第15条 家政学部ライフスタイル学科の授業科目並びに単位数は、別表1の通りとする。

2 家政学部管理栄養学科の授業科目並びに単位数は、別表2の通りとする。

3 家政学部こどもの生活学科の授業科目並びに単位数は、別表3の通りとする。

第16条 特別の必要がある場合には臨時授業科目を増設することがある。

第5章 履修方法及び課程修了の認定

第17条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期初めの指定の期日までに履修届を提出しなければならない。

第18条 学生が履修した授業科目の成績は、担当する教員が当該学生の学修の成果を評価して定めるものとする。

第19条 各授業科目に関する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。なお、授業形態に応じて、当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習科目については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験・実習及び実技科目については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験・実習又は実技のうち2以上の授業形態を併用して行うことができるものとする。前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

2 前項の規程にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を別に定める。

第20条 履修した授業科目については、秀・優・良・可・不可の評価をつける。評価が秀・優・良・可の者には単位を与え、評価が不可の者には単位を与えない。

2 前項の規程にかかわらず、前条第2項の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

第20条の2 授業科目の評価（秀、優、良、可、不可）の基準は以下のとおりである。

成績	評価
100－90点	秀
89－80点	優
79－70点	良
69－60点	可
59－0点	不可

第21条 各授業科目において、欠課時数が授業時数の3分の1を超えた者には、当該授業科目の単位を与えない。

第22条 正当な事由によって試験に欠席した者は、願によって追試験を受けることができる。

第23条 卒業要件は以下の通りとする。

(1) 本学に4年以上在学すること

(2) 以下の単位を取得すること

一 家政学部ライフスタイル学科にあつては、学部共通科目については24単位以上、専門科目については96単位以上、総計124単位以上。

二 家政学部管理栄養学科にあつては、学部共通科目については24単位以上、専門科目については84単位以上、総計124単位以上。

三 家政学部こどもの生活学科にあつては、学部共通科目については24単位以上、専門科目については93単位以上、総計124単位以上。

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が愛知学泉短期大学又は他の大学（短期大学）において修得した授業科目の単位を、30単位を超えない範囲で、これを当該学生の所属する学部における授業科目の履修により修得したものと許可することができる。

2 前項の規程は、学生が外国の大学（短期大学）に留学する場合、又は外国の大学（短期大学）が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合について準用する。

第24条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定をすることができる。

2 前項により単位認定することができる単位数は、前条第1項により修得した単位数と

合わせて30単位を超えないものとする。

第24条の3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学（短期大学）において履修した授業科目について修得した単位を入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとして許可することができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなし又は与えることのできる単位数は、編入学、転学の場合を除き、30単位を超えないものとする。

第25条 教育職員免許状の取得を希望する者は、家政学部ライフスタイル学科または管理栄養学科に在籍し、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 取得することができる教員免許状の種類は次の通りとする。

中学校教諭一種免許状（家庭）＜ライフスタイル学科＞

高等学校教諭一種免許状（家庭）＜ライフスタイル学科＞

栄養教諭一種免許状 ＜管理栄養学科＞

第26条 家政学部こどもの生活学科は、初等教育教員養成課程であり、教員養成を主たる目的とする学科であることから、原則全員が幼稚園教諭一種及び小学校教諭一種免許状を取得しなければならない。

第27条 スポーツインストラクターの資格を取得しようとする者は、家政学部ライフスタイル学科に在籍し、公益財団法人日本スポーツクラブ協会が規定する所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第28条 栄養士の免許を取得しようとする者は、家政学部管理栄養学科に在籍し、栄養士法及び同法施行規則に規定する所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項の授業科目及び単位数は別表4のとおりとする。

第29条 食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格を取得しようとする者は、家政学部管理栄養学科に在籍し、食品衛生法及び同法施行規則に規定する所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第30条 保育士の資格を取得しようとする者は、家政学部こどもの生活学科に在籍し、児童福祉法施行令及び同法施行規則に規定する所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第6章 卒業及び学位

第31条 学長は、本学に4年以上在学し、第13条の所定の単位数を修得した者には、原則として卒業を認定し、卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 前項の学位は、次の区分によるものとする。

家政学部

学士（家政学）

第7章 学年、学期及び休業日

第32条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第33条 学年を分けて次の2期とする。

第1期 4月1日から9月14日まで

第2期 9月15日から翌3月31日まで

2 第1項の規程にかかわらず、学長は必要に応じて前期終了日及び後期開始日を変更することができる。

第34条 授業を行わない日を次の通りとする。

日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日

本学創立記念日（11月22日）

春季休業 3月15日から4月4日まで

夏季休業 7月22日から9月19日まで

冬季休業 12月21日から1月10日まで

2 学長が必要と認めるときは、前項の授業を行わない日を変更し、又はこれらの日に授業実習を課すことがある。

第35条 一年間の授業期間は原則として、定期試験等を含め、35週にわたるものとする。

第8章 入学、休学、復学、転学、編入学、転学部、転学科及び退学

第36条 入学時期は、原則として毎学年の始めとする。

2 前項の規程にかかわらず、学期の区分に従い、入学させることができる。

第37条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項及び学校教育法施行規則第150条の規程により次の各号の一に該当し、本学の行う選考に合格した者とする。

(1) 高等学校を卒業した者又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定を含む）に合格した者

(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7) その他、本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第38条 次の各号の一に該当する者は、欠員のある場合に限り、選考の上、学長が入学を許可することができる。

(1) 本学を退学した者で再び同一学科に入学を志願する者

- (2) 他の大学の学生で当該学長の承認を得て同一学科に転学を志願する者。
ただし、栄養士免許を得ようとする者は別に定める細則によらなければならない。
- (3) 大学及び短期大学を卒業した者又は本学がこれらと同等以上の学力があると認められた者で編入学を志願する者。
- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者で編入学を志望する者（ただし学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

2 前項により入学した者の在学年数及び既修単位の認定に関する事項については、別に定める。

第38条の2 次の各号の一に該当する者で本学の3年次編入学を志望する者については、選考の上、学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第3項の規程により学士の学位を授与された者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校、国立養護教諭養成所及び国立工業教員養成所のいずれかを卒業した者
- (5) 大学に2年以上在学し、所定の単位を取得した者
- (6) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

2 前項により入学した者の在学年数及び既修単位の認定に関する事項については、別に定める。

第39条 前3条の規程により入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定期間内に本学に提出しなければならない。

第40条 入学を許可された者は、所定の期日までに所定の納入金を納付するとともに、誓約書その他大学の必要とする所定の書類を提出しなければならない。

2 入学を許可された者が故なく前項の手続をしないときは、入学の許可はその効力を失う。

3 誓約書は保証人連署とし、その学生の在学中本人に関する一切の事項について保証しなければならない。

第41条 本人若しくは保証人の身分又は住所の変動があったときは直ちに届けなければならない。

第41条の2 学長は、所属する学部内での転学科を志望する学生があるときは、欠員のある場合に限り、学長が転学科を許可することができる。

2 転学科に関する細則は、別に定める。

第42条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き1ヶ月以上欠席し、なお2ヶ月以上修学することができない者は保証人連署で休学を願い出ることができる。なお、疾病による場合は医師の診断書を添えなければならない。

第43条 休学期間は1ヶ年を超えることができない。

2 休学期間内であっても、その疾病又は事由が無くなった時は願によって復学することができる。

3 休学期間はこれを在学年数に算入しない。

第44条 学長は、他の大学に転学しようとする者に対して、調査の上正当の事由があると認めた場合、これを許可することができる。

第45条 退学しようとする者はその事由を詳記し、保証人連署で願い出なければならない。なお、疾病による場合は医師の診断書を添えなければならない。

第9章 授業料、入学料及び入学検定料等

第46条 本学の授業料、入学料及び入学検定料等は別に定める。

2 授業料を6ヶ月以上滞納した場合は、原則として除籍する。

第47条 授業料は次の2期に分納するものとし、年額の2分の1ずつを每期始めの月の10日までに納入する。

第1期 自 4月至9月

第2期 自 10月至3月

ただし、特別の事情のある者は月々分納することを許可することがある。

第48条 授業料は、病気その他自己都合による欠席又は停学の場合であっても、これを納入する。

2 休学が認められた者は別に定める学籍管理料を納入する。

第49条 転学、退学の者でもその期間の授業料は納入しなければならない。

第50条 学生のうち、特に優れている者には特待生として授業料の全額又は半額を免ずることがある。

第51条 真にやむを得ない事情により学資の支弁が困難と認められる学生に対しては、保証人連署の届け出によって授業料その他の諸経費の全額又はその一部を減免し又は貸与することがある。

2 この貸費生については卒業後において一定の義務条件を付することがある。

3 貸費給費生に対する義務に関する細則は別に定める。

第52条 既納の学納金及びその他の経費はいかなる事由があっても返還しない。

ただし、入学手続き完了後に入学を辞退する者で所定の手続きを経た者はこの限りでない。

第10章 委託生、研究生、科目等履修生及び外国人留学生

第53条 本学に委託生の制度を設け、他の機関からの委託により本学の授業を受講させることがある。

第53条の2 学長は、卒業後も引き続き研究の継続・大学院入学準備・国家試験受験準備等を行う者のために、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する細則は、別に定める。

第54条 本学の学生以外の者で、相当学歴を有して本学の授業を受講しようとする者に対して科目等履修生制度を設け、一つ又は複数の授業科目を受講させ単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する細則は、別に定める。

第55条 外国公館の依頼又は私費による外国人留学生を収容して受講させることがある。

第56条 委託生、外国人留学生に関する許可、受講上の待遇・特典等については、別に細則を定める。

第11章 賞罰

第57条 学長は、本学学生で身体健全、成績が特に優秀な者又は特殊な行為があつて他の模範となる者と認めた時はこれを表彰することがある。

第58条 表彰はおおむね次のとおりとする。

賞状、賞品、授業料の減免

第59条 学長は本学の命令・訓令に反した者、又はその他不都合の行為のあつた者に対して、訓告、謹慎、停学、退学等の懲戒処分をする権限を持つ。

2 懲戒処分に関する細則については、別に定める。

第60条 次の各号の一に該当する者には退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な事由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第12章 職員組織

第61条 本学に学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術員及びその他必要な職員を置く。

第62条 職員の職務は、学校教育法(その他の法令)及び学園の管理規程に定めるところによる。

第13章 教授会

第63条 大学に、教授会を置く。

2 教授会は、次に掲げる学校教育法上の教育研究に関する事項について学長が決定を行うに当たり、学園及び大学の方針に基づいて教育研究に関する専門的な観点から意見を述べることができる。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるものの他、学校教育法上の教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、学長・学部長等が司る学校教育法上の教育研究に関する事項について、学

長・学部長等の求めに応じ、学園及び大学の方針に基づいて教育研究に関する専門的な観点から意見を述べることができる。

4 教授会は、学長・副学長及び教授をもって構成する。ただし、准教授・講師の中から学長が指名する者を構成員とすることができる。また、学長は教授会運営に必要な職員を出席させることができる。

5 教授会に関する細則は別に定める。

第14章 図書館

第64条 本学に図書館を設備し、学生の自由閲覧に供する。ただし、図書館に関する規則は別に定める。

第15章 学生寮

第65条 本学に学生寮を置き、学生の願出により選考の上入寮を許可する。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

第16章 公開講座

第66条 本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、地域文化の向上に貢献するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は別に定める。

第17章 その他

第67条 本学の卒業生で、学術が特に優秀、身体強健、思想堅実な者は研究員として国内又は国外に派遣して研究に従事させることがある。

附 則

- 1 本学則は昭和41年4月1日から施行する。
- 2 本学則は昭和44年4月1日から改正施行する。
- 3 本学則は昭和45年4月1日から改正施行する。
- 4 本学則は昭和46年4月1日から改正施行する。
- 5 本学則は昭和47年4月1日から改正施行する。
- 6 本学則は昭和48年4月1日から改正施行する。
- 7 本学則は昭和49年4月1日から改正施行する。
- 8 本学則は昭和50年4月1日から改正施行する。
- 9 本学則は昭和51年4月1日から改正施行する。
- 10 本学則は昭和52年4月1日から改正施行する。
- 11 本学則は昭和53年4月1日から改正施行する。
- 12 本学則は昭和54年4月1日から改正施行する。

- 13 本学則は昭和55年4月1日から改正施行する。
- 14 本学則は昭和56年4月1日から改正施行する。
- 15 本学則は昭和57年4月1日から改正施行する。
- 16 本学則は昭和58年4月1日から改正施行する。
- 17 本学則は昭和59年4月1日から改正施行する。
- 18 本学則は昭和60年4月1日から改正施行する。
- 19 本学則は昭和61年4月1日から改正施行する。
- 20 本学則は昭和62年4月1日から改正施行する。
- 21 本学則は昭和63年4月1日から改正施行する。
- 22 本学則は平成元年4月1日から改正施行する。
- 23 本学則は平成2年4月1日から改正施行する。
- 24 本学則は平成3年4月1日から改正施行する。
- 25 本学則は平成4年3月14日から改正施行する。
- 26 本学則は平成5年4月1日から改正施行する。
- 27 本学則は平成6年4月1日から改正施行する。
- 28 本学則は平成7年4月1日から改正施行する。
- 29 本学則は平成8年4月1日から改正施行する。
- 30 本学則は平成9年4月1日から改正施行する。
- 31 本学則は平成10年4月1日から改正施行する。
- 32 本学則は平成11年4月1日から改正施行する。
- 33 本学則は平成12年4月1日から改正施行する。
- 34 本学則は平成13年4月1日から改正施行する。
- 35 本学則は平成14年4月1日から改正施行する。
- 36 本学則は平成15年4月1日から改正施行する。
(平成14年度以前の入学者に係る授業科目並びに単位数は改正後の第5条別表1及び第13条の規程にかかわらず、なお従前の例による。)
- 37 本学則は平成17年4月1日から改正施行する。
(経営情報学科、コミュニティ政策学科の入学定員の変更)
(平成17年度入学生から適用する。ただし平成16年度以前の入学生についても「第9章 授業料、入学料及び入学検定料等」の規程を適用する。)
- 38 本学則は平成18年4月1日から改正施行する。
(経営情報学科募集停止、経営学科の入学定員の変更、経営学部及びコミュニティ政策学部に教職課程設置、家政学部の卒業要件変更)
- 39 本学則は平成18年9月1日から改正施行する。
(第8章の入学、転学、編入学、転学部及び転学科に関わる入学時期の変更)
(平成18年度入学生から適用する。ただし、平成17年度以前の入学生についても「第8章 入学、休学、復学、転学、編入学、転学部、転学科及び退学」の規程を適用する。)
- 40 本学則は平成19年4月1日から改正施行する。

(第12章「職員組織」における教員の制度変更、第13章「教授会」における構成員の変更。ただし、職員組織における従来の「助教授」の職については、当分の間置くこととする。)

(経営学部授業科目の変更。)

(平成19年度入学生から適用する。ただし、平成18年度経営学部入学生についても第4章「教育課程」第5条の「別表1」を適用する。)

41 本学則は平成20年4月1日から改正施行する。

(平成20年度入学生から適用する。家政学部家政学科に「こどもの生活専攻」を新設する。大学設置基準等の一部改正に伴う変更)

(経営学部授業科目の変更)

42 本学則は平成21年4月1日から改正施行する。

(平成21年度入学生から適用する。家政学部家政学科管理栄養士専攻カリキュラムの必修・選択の別を一部変更)

43 本学則は平成22年4月1日から改正施行する。

(経営学部経営学科の編入学定員の廃止)

(平成22年度入学生から適用する。教育職員免許法施行規則改正に伴うカリキュラムの一部変更「教職実践演習」新設。)

(「学年、学期及び休業日」を一部変更。)

44 本学則は平成23年4月1日から改正施行する。

(経営学部、コミュニティ政策学部の学生募集停止を行い、現代マネジメント学部を設置することに伴う変更)

(学校教育法及び学校教育法施行規則等の改正に伴う変更)

(平成23年度入学生から適用する。児童福祉法施行規則の改正に伴うこどもの生活専攻の授業科目一部変更。)

(総則の変更。)

45 本学則は平成24年4月1日から改正施行する。

(平成24年度入学生から適用する。こどもの生活専攻の授業科目一部変更。博物館法施行規則の改正に伴う家政学専攻の授業科目一部変更。)

46 本学則は平成25年4月1日から改正施行する。

(平成25年度入学生から適用する。家政学部家政学科の基礎科目の一部変更、管理栄養士専攻の授業科目、家政学専攻の授業科目変更。学則第13条卒業要件の基礎科目取得要件単位を一部変更。)

47 本学則は平成27年4月1日から改正施行する。

48 本学則は平成28年4月1日から改正施行する。

(平成28年度入学生から適用する。家政学部家政学科の基礎科目の一部変更。)

49 本学則は平成29年4月1日から改正施行する。

(学則第1章総則の変更。)

50 本学則は平成31年4月1日から改正施行する。

(平成31年度入学生から適用する。)

(現代マネジメント学部の学生募集停止に伴う変更。)

(教職再課程認定及び保育士養成施設運営基準の改正に伴う家政学部家政学科の授業科目の変更。)

5.1 本学則は平成32年4月1日から改正施行する。

(平成32年度入学生から適用する。)

(家政学部の3学科設置に伴う変更。)